

同朋公議

<http://www.shinshukoubou.com/>

たとい大千世界に

みてらん火をもすぎゆきて
 仏の御名をきくひとは
 ながく不退にかなうなり

2017年 第64回 宗会報告



伝統に貫かれた願いを未来へ

宗門各位には、私たち真宗興法議員団の活動に対して、日頃よりご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今宗会は、教化現場の職員の労務に関して厳しい指摘を受け、当局の謝罪とともに健全な労務環境の整備が急務と認識されたことです。その意味においても、私たち議員が宗会及び諸日程で、宗会事務局員の労務に関して配慮していく必要性にあらためて気付かされました。また、宗門財政の逼迫はより顕著となり、課題の抽出と共有それに伴う財政の中長期的展望の模索は、抜本的見直しをも含めて取り組んでいかなければならない。宗門の行財政改革は、現代における宗門の存亡をかけて、教学教化を憶念しつつ、より鮮明に目に見える形で進めていくことは避けて通れないと思料します。

このような宗門現状を鑑み、但馬宗務総長は、急逝された教学研究所長の故安富信哉氏を偲び、あらゆる場でコミュニケーションを持つこと、対話の重要

性を表白されました。わが宗門は、どのような時代社会にあらうとも、同朋教団を標榜し、一人の念仏者の誕生を期す同朋会運動の推進に不断に取り組むことを闡明しました。対話は、時として対峙することがあります。その中で、どのようにお互いが肩を並べるようにして同朋と認め合っていけるのか。現代にあつて同朋会運動のさらなる推進が、2023年にお迎えする「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年 立教開宗八百年」慶讃法要に繋がっていくことを切に願うものです。

そのためにも、宗門各位のご意見を十全に聞き受け、与党会派として当局と連携のもと宗政に反映していかなければなりません。今秋には、私たち宗議会議員任期満了に伴う選挙が行われます。私たち議員と真宗興法議員団の信任を問う重要な時と心得ております。ご叱正をも含めて皆様のお声をお聞かせいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

合掌

真宗興法議員団 幹事長 土肥人史

総長演説 要旨

宗務総長

但馬 弘



【真宗大谷派なる宗門の本分を尽くす】

2023年にお迎えする宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要に向けて慶讃法要準備本部職制案を提案し、2019年度からの本部体制と総計画の始動に向けての体制を整えてまいります。

真宗大谷派なる宗門の本分とは、本願念仏に生きる「人の誕生」と、仏法を相続していく「場の創造」に他なりません。そのためには、すべての方々に対して、浄土真宗の教えが伝わる表現を獲得していくことが不可欠です。ご縁を結ぶ一人ひとりを大切に、多様性に対応する豊かな表現と丁寧な姿勢で、寺院活動に寄与する取り組みを根気強く進め、具体的な施策を展開してまいります。

【2017年度の施策】

今年度施策立案の視点は以下の3点です。

- ①現代社会への発信
- ②真宗本廟奉仕・参拝並びに報恩講の充実
- ③帰敬式受式と報恩講の勤修と参拝に帰結する寺院活動の活性化

特に、寺院活性化については、すでに寺院と縁を結んでいる人びとと、これから縁を結ぶ可能性をもった人びとが、寺院に何を求めているのかを確かめ、ともに寺院を創造していくというこれまでの取り組みを踏まえて、第2期「組を基軸とした僧侶と門徒の共学の間、共同教化の具体化」に向けて、重点施策を定め、宗門を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

組などの具体的な現場において、それぞれの講座を実施しやすいような仕組みを工夫し、僧侶と門徒の共同作業、つまり「共創」によってその関係が生まれ、現代社会から求められる聞法の間が生まれるよう推進してまいります。また、教化の

現場をサポートする機関として、企画調整局に「寺院活性化支援室」を設置し、「元気なお寺づくり講座」の運営や過疎・過密地域の寺院の教化支援、青少幼年の教化支援を内容とした取り組みを進めてまいります。

さらに「同朋の会推進講座」「帰敬式法座」については、重点的な取り組みの一つとして積極的な展開をはかります。

【宗務改革について】

教区・組の改編は、時代潮流の先を見通し、私たち宗門に関わる一人ひとりが積極的に宗門のかたちを創造していくための取り組みです。地方宗務機関の再編成を断行し、宗門の安定的な運営（財政力）と、人の養成（教化力）の実現を目指した抜本的かつ創造的な改革を実現するため、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、門徒戸数調査は、今後も、公平・公正・透明性が担保された調査結果が得られるように委員会の皆様方のお力をお借りしながら進めてまいります。

【職員の労務管理について】

職員の労務管理について、法令順守の精神に則り、研修部補導をはじめ、すべての職員の労務環境を適正に把握する体制を早急に整え、より良い職場環境の確保に努めてまいる所存であります。

そのうえで、宗務役員一人ひとりに、真実の教法をひろめ伝える職責を担ってもらうためにも、あらためて宗派の目的を共有し、その目的達成のための宗務とは何かを全職員とともに考えてまいります。



財務長演説 要旨



財務長

八島 昭雄

2015年度の経常費御依頼は3年連続で全教区に御完納いただきました。これもひとえに、全国のご門徒の尊いご懇念と、宗門各位のご尽力の賜物であると、宗務執行の責任を預かる内局として衷心よりお礼を申し上げます。

【2015年度決算について】

2015年度一般会計決算は、歳入84億7,598万円、歳出113億2,133万円（奉仕施設建設費を含む）、剰余金4億3,895万円（前年度比1億2,524万円の減額）です。なお、涉成園特別会計につきましては、10万人を超える来園者があり、管理冥加金及び寄付金の収入増により、一般会計からの回付を行うことなく繰越金が生じました。

【2017年度予算の編成について】

2017年度一般会計の予算総額は、83億9,700万円。歳入は、2015年度決算と宗派の現況を精査し冥加金の改定や授与礼金の増額を計上しております。授与礼金については、あらたに大谷祖廟事務所及び研修部において門徒用御本尊の授与を開始し、御本尊を広く手渡していく取り組みを進めてまいります。

一方、歳出は、管理経費や既存の教化事業費についても削減を行いつつ、2023年にお迎えする慶讃法要に向けて、教化研修計画の第2期「組を基軸とした僧侶と門徒の共学の場、共同教化の具体化」の展開を図っていくために必要な予算措置を講じました。

また、宗派職員の労務環境の整備のため社会保険労務士にかかる経費として労務管理費を新設するとともに、適正な時間外手当を支給するため諸手当費を増額いたしております。

宗派所有財産、特に土地活用について、宗派運営に支障をきたさず、将来を見据えて宗派にとって有効な財源となりうることを念頭に、2017年度中には宗派内手続きを行い、新たな土地活用を行ってまいりたいと考えております。

御影堂、阿弥陀堂、御影堂門以外の諸門や諸殿についても、今後は計画的に修復を行っていかねばなりません。今回、御修復特別会計の剰余金を真宗本廟諸施設営繕積立金に繰り入れよういたしますのも、この原資の一部を確保するためのものです。

【財務改革の推進について】

2016年度「宗費賦課金に関する審議会」の答申を受け、2018年度の改正は見送りましたが、将来的には、中長期の財政計画のなかで、適正な時期に改正を行ってまいります。

また、2017年度において財政改革の道筋を示し、2018年度にしかるべき機関を設置し、具体的な歩みとしてまいります。寺院を取り巻く社会環境は、人口減少、過疎過密、高齢化社会など大きく変化しており、宗門財政を支えてきたご門徒方の手次ぎの寺院が年々減少している現状は、教国存亡の危機であり、近い将来において非常に厳しい財政状況に直面することが予測されます。

そこで、将来にわたり持続可能な行財政運営を進めるために、宗務行政の事務や事業の抜本的見直しなど、着手できることから実行に移します。そして、宗門に属する一人ひとりが、今後の危機的な宗門の財政状況をしっかり認識し、財政改革の推進に着実に取り組み、将来の宗門のあるべき財政規模を明確にしていきたいと考えております。



熊本・東北の復興支援

真宗興法議員団は、東日本大震災と熊本地震への義援金として、それぞれ50万円、計100万円をお送りしました。

土肥幹事長は「決して震災を風化させてはいけません。団として被災地に寄り添う気持ちを持ち続けていきたい」と総長にお伝えして手交しました。

総長は、「宗務を預かる責任者として『宗門がなすべき復興は、聞法の場の回復』という一念に立ち、被災地の皆さまの思いに寄り添い、息の長い復興支援を継続してまいります。」と述べられました。

なお、2017年度も震災復興支援策として、仙台・熊本両教区に対し、御依頼減免措置を講じ、相続講金を減額いたしました。



真宗本廟奉仕施設整備視察



和敬堂と阿弥陀堂の渡り廊下

今会期中、真宗本廟奉仕施設の工事現場を視察しました。工事は、順調に進捗し、研修道場の改修はすでに2016年10月に完工。また、共有施設「和敬堂」はまもなく完工予定です。さらに同朋会館は本年7月より改修工事に着工、1年後の2018年7月の完工を予定しています。阿弥陀堂と和敬堂が廊下で直結され、そこから同朋会館・研修道場へつながる一体型の施設へと生まれ変わります。



和敬堂のエントランス



和敬堂の浴場



和敬堂の食堂



寺院活性化支援室の設置

寺院の活性化をめざし、それぞれの教区と連携して教化の現場をサポートするため、新たに企画調整局に「寺院活性化支援室」が設置されます。1カ寺1カ寺に「同朋の会」や「子ども会」が誕生し、地域社会に開かれていくことに着実に資するものとなるように願われてのことです。今、まさに来る2023年にお迎えする慶讃法要に向けて、宗門をあげて教化現場の充実に取り組むことが重要な課題です。



宗会決議を可決

今宗会において、土肥幹事長を発議者とする2つの決議が可決されました。いわゆる「共謀罪法案」に反対する決議は、宗議会で全会一致、参議会では賛成多数で可決。また「財団問題」に関する決議は、両議会で賛成多数をもっての可決となりました。

財団問題に対する決議

真宗本廟維持財団問題は、2015年12月8日最高裁の上告棄却という判決で終結いたしました。宗門にとっては、まことに遺憾な「法難」というべき判決でした。

申すまでもなく財団は、1912年本廟護持・法義相続という願いのもと本願寺維持の財政基礎確立のために設立されたものであります。その設立趣旨が歪曲され、公益法人制度改革の変遷に巻き込まれた結果を受けとめざるを得ないことは非常に残念なことであります。重ねて申しますが、財団の資財は仏法領のものであります。蓮如上人は『御一代記聞書』において一枚の紙切れをも仏法領のものとして損なわない姿勢を貫かれました。

判決を受け真宗大谷派は、門徒の御懇念を私することなく、宗派財産をどのように保全し用いるかを教訓としなければなりません。宗派と財団とは車の両輪の如く歩むべき存在でありましたが、その一輪を失うことは断腸の思いであります。宗門は最後に残った教団問題としての財団問題に終止符を打つべく尽力してまいりました。しかし、残念ながら財団設立の願いに立ち返らせることができなかったことを宗議会としてお詫び申し上げます。そして本日ここに私たちは、本願寺文化興隆財団と決別致します。

私たちは、今回の判決を逆縁として「教団問題」の苦難を生き抜くことから獲得した、「同朋社会の顕現」「同朋公議」「宗本一体」を柱とする宗憲の精神に則り、自信教人信の誠を尽くす、人類に捧げる教団としての歩みをさらに進めてまいります。なお、宗派と無関係になった財団に対して2016年11月21日京都地裁に提訴した「建物明渡等請求事件」については、引き続き毅然とした態度で臨んでまいります。

「組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」に反対する決議

今国会に提案された「組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」は、さる5月23日に衆議院を通過、5月29日に参議院で審議入りしました。

この法案は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を含んでおり、人の思想信条にまで踏み込んで処罰する恐れが十分にあると言わざるを得ません。政府は「一般市民には適用されない」としていますが、一般市民の定義があいまいで、時の国家権力の都合の良い解釈により市民の思想や言論、信教、表現の自由全般が損なわれる可能性は否めません。

このような傾向は、戦前の治安維持法に特徴的に表れています。治安維持法も、当初一般市民は対象外とされていましたが、その適用範囲は政府の思うように広がられていきました。そして、真宗大谷派の僧侶・高木顕明氏、竹中彰元氏、植木徹誠氏らは反戦を唱え、この治安維持法やこれに通ずる法律によって逮捕投獄され、当派も処罰もしくは処分するかなのような対処を行いました。

このような歴史は決して忘れてはならないものであり、また信仰を理由に遠流に処せられた親鸞聖人を宗祖とする大谷派であるからこそ、テロ対策という名のもとに政府が市民を監視し、私たち個人の思想や言論、信教、表現を統制しようとする今回の法案に対し、その成立に強く反対いたします。



各委員会報告

特別委員会

14 案件が付託され、諸条例の改正・新設について、「組織機構に関する基本条例」の一部改正が提案された。具体的には企画調整局内に教務所と連携のもと、寺院における継続的な教化の実践を支援するため新たな機関として寺院活性化支援室が設置され、支援員が配置されることになった。①寺院運営活性化支援 ②過疎・過密地域の寺院支援 ③青少幼年教化支援等、時代社会の混迷の中、上記の取り組みには大いに期待する。

次に親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要準備本部職制案が提案され、条例化された。準備部会も①教学・教化 ②財務・募財 ③参拝・組織 ④広報と 4 部会制をとり本格的な始動に入ることになる。

また、教区及び組の改編について、高山・岐阜教区での合意書が成立し、新教区準備委員会が発足する中で、小委員会などの設置案など更に推進するための改正条例が承認された。併せて現在進行中の地方協議会に部会が設置されることも条例化された。向後百年の宗務機構の構築に向けて、積極的な議論が交わされることに期待している。

次に共済条例の一部改正案が審議された。現行の退職慰労金・遺族給付金制度が一元化され、住職慰労金制度に改正。今までの煩雑な受領者区分の廃止や、教務所経由上申書の廃止などスリム化がなされ、該当者にとって面倒な事務手続きが省略された。

他に、複数の寺院の門徒が一人の住職のもとで帰敬式ができる法の整備がおこなわれた。

(委員長 武宮信勝)

請願委員会

当委員会へ回付された請願は 3 件。まず「総会所存続に関する請願」については、昨年の宗会において耐震上問題のある総会所建物が、基本財産から普通財産に変更された。活用方法について公募も含めて検討する旨の財務長答弁を踏まえて、財産管理審議会等で 1 年間慎重に検討した。その結果、今回の公募という形になった経緯などを協議し、さらに総会所を視察するなど丁寧に審査した上で、今議会の議に付す必要はないと判断した。

次に「教区会議員選挙における選挙資格・被選挙資格に関する請願」については、2013 年度より毎年同一の請願が議会に提出されている。また「見真額に関する請願」については、2009 年度から数回にわたり提出されているが、それぞれ丁寧に内容を確認し、慎重に審査を行った。

審査の結果、この 2 つの請願に関しては、過去と同じ内容の請願であり、当時から当教団の状況が変化したわけではないところから、今議会の議に付す必要はないと判断した。

(委員長 大橋秀暢)

懲罰委員会

当委員会は宗議会開会中、運営や進行などの面で議員に不適切な言動があった場合、懲罰を科するか否か、科する場合はその軽重の程度を審査判断する。ただし、近年委員会が開かれたことはない。独立した立法機関ならば必ず設置されるのが議会制度の常識だ。万一、審査が必要な事態になれば、結果的には議会そのものの信頼性も問われる。

幸い今年も開かれることはなかった。

(委員長 下谷泰史)

予算委員会

一般会計の2017年度予算は83億9700万円と、対前年度比(補正後)1.75%減少した編成となった。地方御依頼は3年連続全教区完納であるにもかかわらず縮減予算となったのは、懇志金・冥加金・礼金等の大幅な減少を主因とする歳入不足が予測されたからである。また、仙台教区に対し400万円、熊本教区に対し1000万円の御依頼減免を講じて、被災された方々に寄り添いたいという当局の願いが表現されたことも一因となっている。

宗門を取り巻く環境は、人口減少や高齢化さらには門徒の寺離れ等非常に厳しく、今後もこの状況は進んでいくであろうという当局の危機感と共に、このことを全宗門で共有したいという旨の表明を踏まえて、当委員会は審査にあたった。

従って、財源確保の面から「寺院賦課金に関する資料」や「同朋会員志金の教区別一覧」等が資料請求された。また、資産・観光資源の有効活用を望む意見も出された。一方で宗門の生命線である教化については積極的な展開を要望する旨の質疑となった。

ただ、議会前に表面化した労務管理問題では、適正な時間外手当支給のための諸手当費が前年度比1760万円増額され1億7190万円計上されたが、歳入が細っていく中でも職員の労働環境は改善すべきという意見が出された。

いずれにせよ教化や時間外手当は確保せねばならないが、収入は減少傾向という、入出が相反する事象に懸念する委員の声も多数聞かれる中、当委員会に付託された17案件は全て可決された。

(委員長 東野文恵)

決算委員会

今回は、所属第1部の真宗興法議員団から6名、第2部の同朋社会をめぐす会から2名の計8名で構成されました。2015年度真宗大谷派経常部臨時部歳入歳出決算書をはじめ12議案が付託され、審議に入りました。

およそ16時間の慎重審議を経て、全12議案を全会一致で可決し、その旨が本会議で報告され、決算委員会はその役目を終えました。

質疑の時間では、款・項・目細部にわたり当局

説明員の答弁を求め、適正な執行状況であったかを慎重に吟味しました。

6月5日の総括質問では、第1部から3名、第2部から2名の委員が質問に立ちました。

鈴木現秀委員(福井)は、①未完納寺院 ②賦課金 ③勤行集など、鳥越正道委員(熊本)は、①財政 ②労務管理 ③菊溪菊:キクタニギク(注)など、諸岡敏委員(能登)は、①被災寺院 ②同朋の会推進講座 ③宗派保有の不動産の活用 ④決算議会など、一般寺院の住職の身近な課題から宗派の方向性を見据えた課題にわたり当局の決算状況と今後の方向性を質しました。

なお、2015年度決算で特筆すべきは、渉成園特別会計に於いて10万人を越える来園者があったため、寄付金の収入増があり一般会計からの回付を行うことなく繰越金が生じたことです。

(委員長 勅使 忍)

(注)大谷祖廟の東部地域にかつて自生していた絶滅危惧種。キク科の多年生植物で、近年、地域の人々による保護再生事業が進んでいる。

運営委員会

運営委員は、当団から大谷制以知、奥林曉、崖啓互、那須信純、齊藤法頭の5名が選任され担当しました。議会開催中、議事が円滑に進められるよう毎日三回は開催され、その回数は25回にも及びました。全般的に申せば、与野党の間には大きな意見の隔たりや対立する案件は少なく、比較的スムーズな運営となりました。

私たちが特に気を付けたことは、無意味な時間の浪費です。慎重な議論のための時間延長はありましたが、出来る限り間を空けることなく効率的に運営し、ほぼ予定時間に沿った進行となりました。議員各位のご協力と事務方の懸命なご尽力にただただ感謝するばかりです。

一つ問題提起するとすれば、宗派の最高議決機関としての尊厳を保つために議場においてはいくつかのルールが定められていますが、近年その徹底が緩んでいるように思えます。真摯で真剣な議論は、ある意味で定められたルールを守るところから始まると思います。議員一人ひとりの宗門護持の意識の大事さを再確認させられた議会でした。

(委員長 大谷制以知)

真宗興法議員団 主な質問内容

土肥人史 議員 (代表質問)

- 宗門存亡をかけた内局の基本方針
- 財政の抜本的な見直し ○決算議会
- 元職員の労務に関する報道について
- 財団に対する「建物明渡等請求事件」
- 教化研修計画第1期総括と第2期展望
- 宗派声明を発信する当局の方針と周知
- 宗務改革の推進
- 「是旃陀羅」問題

下谷泰史 議員

- 同朋会運動と親鸞教学の学習ポイント
- 宗門活動の基幹となる信仰運動の展開
- 門徒の立場から見た信仰運動の展開

小川香潤 議員

- 聖教編纂室 ○青少幼年教化の成果
- 教師資格取得のための通信教育制度
- 宗門関係学校生徒の故郷への就職支援

草野龍子 議員

- 女性に関する教学と儀式の検討
- 宗祖御誕生八百五十年・立教開宗八百年
- 教区・組の改編について

井上 博 議員

- 池ノ平青少幼年センターの整備
- 寺院活性化支援室の活動内容
- 門徒への弔詞の対象拡大

馬場礼子 議員

- 大都市の中心部の空洞化
- 男女共同参画 ○電話相談窓口
- 旧総会所の今後 ○恵信尼公七百五十回忌

酒井 良 議員

- 宗門問題に関する資料集の取り扱い
- 大谷大学特別助成と奨学金
- 本廟諸施設の維持管理

滝澤康俊 議員

- 慶讃法要の願いや目的の吟味
- 住職表彰の見直し
- 寺院住職の代務者制度の見直し

長峯顕教 議員

- 改編に伴う教区・組の再構築
- 海外・沖縄開教の強化・展望
- 青年教化(若者対象)の新たな展開

崖 啓互 議員

- 過疎地域寺院対策
- 逼迫する宗派予算
- 授与物について

渡邊眞理 議員

- 財政基本計画の立案・必要性
- 国重要文化財の指定、特別公開の拡充
- 帰敬式法座の充実

小林光紀 議員

- 涉成園の運営 ○人件費等の公開
- 第二種共済の審査会とその方法
- 両堂等御修復の収支決算と剰余金

清 史彦 議員

- 宗祖親鸞聖人慶讃法要に向けて
- 寺院での福祉活動の窓口づくり
- 門徒の枠組みを超えた有償会員制度

幹事会

- 【幹事長】土肥人史
 【副幹事長】沼 秋香・大谷制以知
 【事務局長】那須信純 【会計】最上知道
 【政調会長】武宮信勝 【幹事】奥林 曉・馬場礼子・長峯顕教

新入団議員 挨拶

井上 博 (高田)

まだ半年余りの宗議会議員であり、真宗興法議員団の一員ではありますが、初めての宗会で身が引き締まる思いを経験させていただきました。この経験を基に御同朋の一人として、宗政に携わる一員として努力して参ります。ご指導の程、宜しく御願い申し上げます。

木全和博 (名古屋)

真宗興法議員団の皆様の御許しを得て、今会期末、復団させていただきました。議会活動総括の意味も込め、今宗会にて宗憲に関する質問をしましたが、その視座を与えて下さったのは紛れもなく興法の先輩方であり、議員団の一員として最後を迎えたいとの思いをお聞き入れしていただいた次第です。

【編集委員】

- 武宮信勝 (委員長)
 諸岡 敏、那須信純
 齊藤法顕、長峯顕教



所属議員 (48名)

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 鷺山 宣裕 (北海道) | 富士澤 丞 (金沢) | 訓 覇 浩 (三重) |
| 小川 香潤 (北海道) | 大谷制以知 (小松) | 東 野 文惠 (長浜) |
| 八島 昭雄 (北海道) | 但 馬 弘 (大聖寺) | 高 月 賢瑩 (長浜) |
| 新羅 興正 (山形) | 朝 倉 順章 (福井) | 高 木 文善 (京都) |
| 那須 信純 (東京) | 鈴 木 現秀 (福井) | 大 橋 秀暢 (京都) |
| 小林 光紀 (三条) | 三 島 多聞 (高山) | 竹 内 彰典 (京都) |
| 井上 博 (高田) | 里 雄 康意 (大垣) | 林 治 (大阪) |
| 土肥 人史 (富山) | 下 谷 泰史 (大垣) | 清 史彦 (大阪) |
| 轡田 普善 (富山) | 沼 秋香 (大垣) | 奥 林 曉 (大阪) |
| 滝澤 康俊 (高岡) | 最 上 知道 (岐阜) | 望 月 慶子 (山陽) |
| 高屋 康順 (高岡) | 酒 井 良 (岡崎) | 渡 邊 眞理 (日豊) |
| 江尻 静哉 (能登) | 藤 井 宣行 (岡崎) | 長 峯 顕教 (日豊) |
| 崖 啓互 (能登) | 木 全 和博 (名古屋) | 草 野 龍子 (久留米) |
| 諸岡 敏 (能登) | 勅 使 忍 (名古屋) | 武 宮 信勝 (長崎) |
| 熊谷 宗惠 (金沢) | 富 田 泰成 (名古屋) | 鳥 越 正道 (熊本) |
| 木 越 涉 (金沢) | 馬 場 礼子 (名古屋) | 齊 藤 法顕 (鹿児島) |